

香川県県有公共施設等総合管理計画

令和 4 年 3 月

(令和元年 7 月一部改正)

(平成 28 年 3 月策定)

香 川 県

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象施設	2
5 計画で使用する用語の定義	2

第1章 本県の公共施設等の状況と今後の課題等

1 公共施設等の保有状況と老朽化状況	3
2 人口と財政の状況	
(1) 人口の状況	6
(2) 財政の状況	7
3 将来の見通しや今後の課題等	
(1) これまでの取組み	9
(2) 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	11
(3) 今後の課題	14
(4) 計画目標	15

第2章 目指すべき施設管理等のあり方

1 効率的な維持管理や更新等の実施	
(1) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や平準化	17
(2) 維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	19
(3) 保有総量の適正化	20
2 安全で安心できる公共施設等の維持	
(1) 適切な点検・診断の実施	20
(2) 危険性が認められた施設への対応	21
(3) 耐震化の推進	21
(4) ユニバーサルデザインの推進	21
3 取組体制の整備等	
(1) 取組体制の整備	22
(2) 職員の意識や技術力の向上	23
(3) 国や市町との積極的な連携	23
(4) SDGsとの関係	23

第3章 施設類型ごとの施設管理等の方針

1 建物

(1) 県有建物 ((2)~(5)以外のもの)	26
(2) 県営住宅	28
(3) 県立学校 (教育委員会が所管するもの)	30
(4) 警察施設	32
(5) 県立病院施設	34

2 インフラ

(1) 道路施設	36
(2) 河川管理施設	38
(3) 海岸保全施設	41
(4) 砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設	43
(5) 港湾施設	46
(6) 都市公園・その他公園等	48
(7) 下水道施設	50
(8) 土地改良施設	52
(9) 交通安全施設	54

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、これまで、多様化する行政ニーズに応えるため、庁舎や学校、病院等の県有建物から道路施設や河川管理施設、港湾施設、土地改良施設、下水道施設等のインフラに至るまで様々な公共施設等を整備してきました。これらの公共施設等は、昭和 30 年代以降の高度経済成長期から平成初期にかけて数多く整備されましたが、その多くで老朽化が進んでおり、今後、維持管理や更新等に多額の経費が必要になるものと見込まれます。

また、全国的に問題となっている人口減少等についても、本県も例外ではなく、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

一方、本県財政は、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加などが予想され、何らの対策を講じなければ、多額の収支不足が見込まれるなど、厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、今後、本県が保有する公共施設等について、長期的な視点から維持管理や更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、その最適な配置を実現することが必要となっています。

本県では、「香川県ファシリティマネジメント推進計画（平成 24（2012）年 2 月策定、平成 28（2016）年 3 月改正、令和元（2019）年 11 月改正、令和 3（2021）年 3 月改正）」や「香川県営住宅長寿命化計画（平成 23（2011）年 3 月策定、令和 3（2021）年 3 月改定）」、「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針（平成 20（2008）年 11 月策定）」等を策定し、施設類型ごとに計画的かつ効率的な管理を推進してきましたが、今後は、こうした取組みを一層推進し、本県の公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化等を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の性格と役割

本計画は、次のような性格と役割を持ちます。

- ① 本県の公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理や更新、統廃合、長寿命化等についての基本的な方針を定めるものであり、施設類型ごとの管理に関する計画等の上位に位置づけられるものです。
- ② 国の「インフラ長寿命化基本計画（平成 25（2013）年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置づけられるものです。

3 計画の期間

平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 10 年間とします。

4 計画の対象施設

本県が保有する全ての公共施設等（建物及びインフラ）を対象とします。

なお、水道施設については、平成 29 (2017) 年度に設立した香川県広域水道企業団（一部事務組合）が保有していることから、本計画の対象外となっています。

5 計画で使用する用語の定義

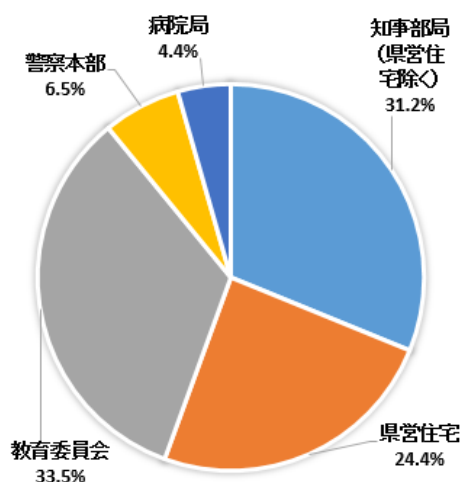
用語	定義
維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などのこと。補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。
改修	公共施設等を直すこと。耐震改修、長寿命化改修など、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。
更新	機能が低下した施設を取り替えて、同程度の機能のものに再整備すること。
ライフサイクルコスト (LCC)	建設費、運営費、維持管理費、取壊し処分費など、施設の生涯に必要な経費のこと。
対症的法的保全 (事後保全)	施設の劣化が顕在化した段階で、事後的に修繕等を行うこと。
予防保全	施設の劣化が軽微な段階で、予防的に修繕等を行うこと。
長寿命化	予防保全的な維持管理を行うことにより、施設の更新の周期を長くすること。
集約化	複数の同種の施設をまとめること。
複合化	異なる種類の施設をまとめること。
転用	施設を整備当初と異なる目的で利用すること。
P P P 等	公民が連携して公共サービスの提供を行うという考え方 (public private partnership/パブリック・プライベート・パートナーシップ) や、民間の資金とノウハウを活用して施設の設計、建設、維持管理、運用等を行うことにより、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方 (private finance initiative/プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 等のこと。
アセットマネジメント	公共土木施設を「資産」としてとらえ、土木施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、ライフサイクルコストの最適化を図るという考え方のこと。
ファシリティマネジメント	企業や団体等が、保有又は使用する全施設資産とそれらの利用環境 (=ファシリティ) を、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用するという考え方のこと。

第1章 本県の公共施設等の状況と今後の課題等

1 公共施設等の保有状況と老朽化状況

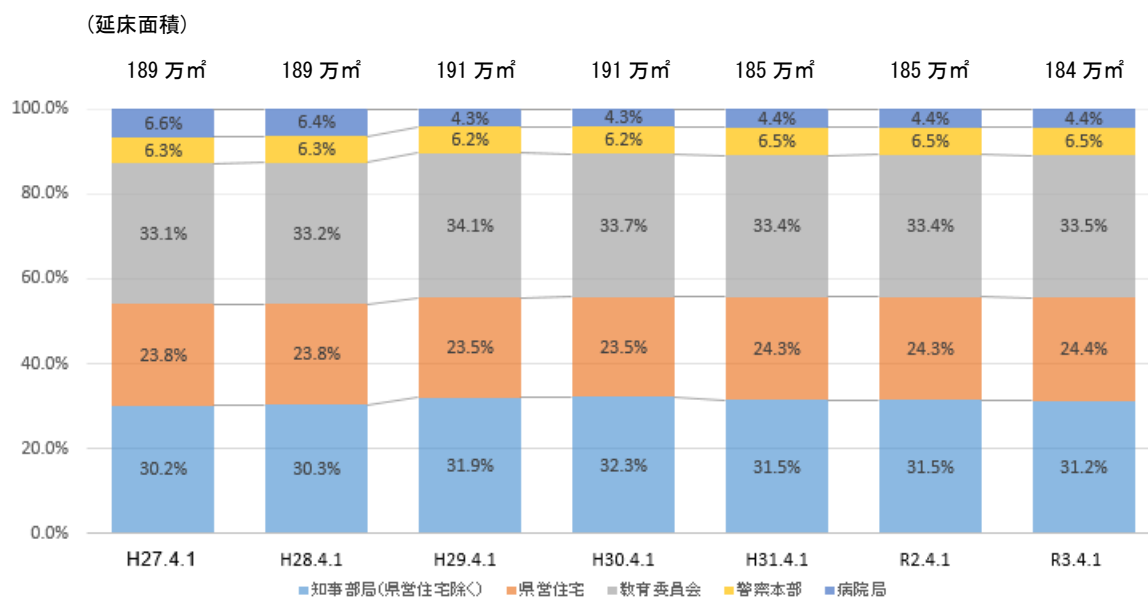
① 県有建物

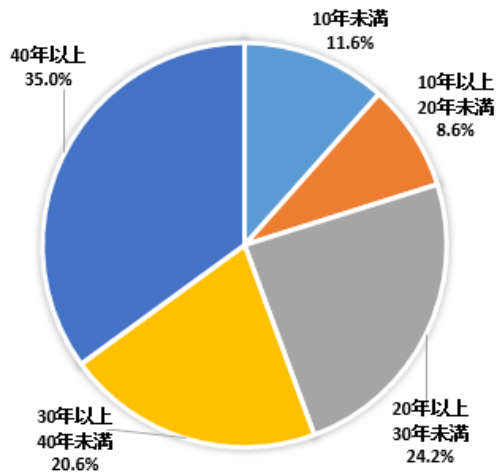
本県が保有する建物は、令和3（2021）年4月1日現在で3,759棟（延床面積約184万㎡）あります。その延床面積の部局別の割合を見ると、図1のとおり、知事部局が県営住宅を含めて55.6%（1,021,613㎡）と最も多く、次に教育委員会が33.5%（615,856㎡）と続き、以下警察本部6.5%、病院局4.4%の順となっています。



【図1】 県有建物の延床面積の部局別割合
(令和3（2021）年4月1日現在)

【参考1】 県有建物の延床面積の推移

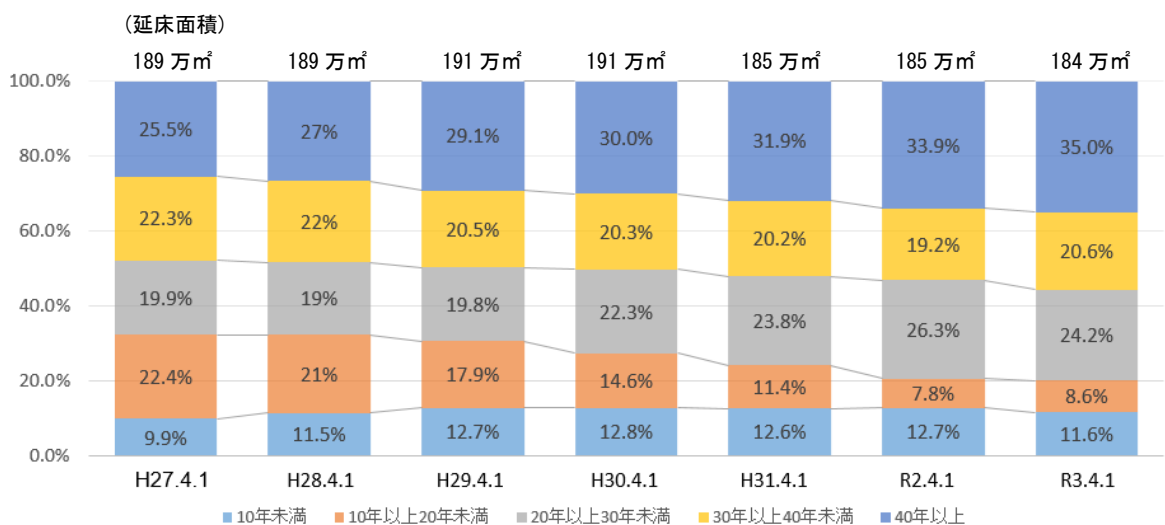




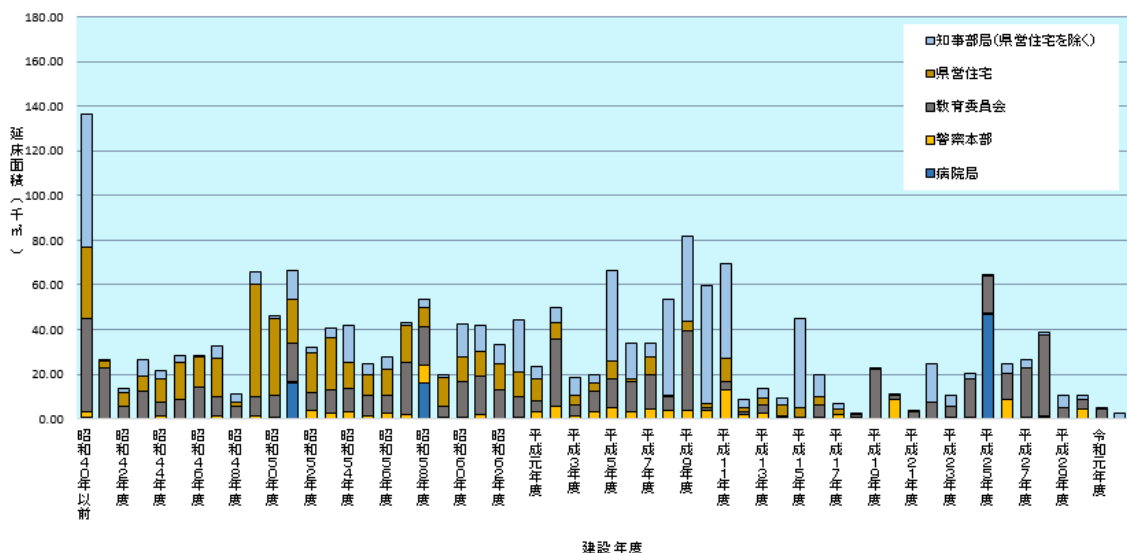
次に、県有建物の延床面積の築年数別の割合を見ると、図2のとおり、40年以上経過している建物は35.0%と全体の約3分の1となり、今後このままの形で推移した場合には、10年後にその割合が55.6%と約半数を超え、また、20年後には79.8%まで上昇し、老朽化が急速に進行することが分かります。

【図2】 県有建物の延床面積の築年数別割合
(令和3(2021)年4月1日現在)

【参考2】 県有建物の延床面積の築年数の推移



また、県有建物の延床面積の部局別、建設年度別の状況を見ると、図3のとおり、昭和40年代前後までは教育委員会、昭和50年代は知事部局の県営住宅、それ以降は知事部局のその他の建物が多数建設されており、今後、更新や修繕等の時期が集中するおそれがあることが分かります。



【図3】 県有建物の延床面積の部局別、建設年度別状況 (令和3(2021)年4月1日現在)

② インフラ

本県が保有するインフラには、表1のとおり、道路施設、河川管理施設、港湾施設等の公共土木施設のほか、土地改良施設や交通安全施設等があります。

【表1】本県が保有するインフラ（令和3（2021）年4月1日現在）

施設類型名	施設等内訳	箇所数・延長等
道路施設	橋梁1,485橋、トンネル28箇所、横断歩道橋55箇所、門型標識66箇所、シェッド3箇所、大型カルバート11箇所	県管理国道5路線 県道191路線 道路延長1,772km
河川管理施設	水門34基、樋門91基、排水機場1基、堰9基、ダム15ダム	堤防・護岸延長1,076km
海岸保全施設	堤防16施設、護岸423施設、胸壁140施設、突堤91施設、離岸堤30施設、潜堤6施設、防砂堤55施設、導流堤20施設、水門84施設、樋門34施設、陸閘1,067施設、環境整備施設5施設、養浜4箇所	海岸154箇所 海岸保全区域延長252km
砂防設備	砂防えん堤926基	—
地すべり防止施設	地すべり防止施設15施設	—
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止施設233施設	—
港湾施設	水域施設81施設、外郭施設332施設、係留施設324施設、臨港交通施設203施設、荷捌き施設18施設、旅客施設9施設、保管施設85施設、役務施設9施設、環境整備施設54施設、廃棄物処理施設3施設、管理施設7施設、航行補助施設39施設	重要港湾1港 地方港湾22港
都市公園等	都市公園13園、その他公園等12施設	—
下水道施設	処理施設2処理場、ポンプ施設2施設、管路5幹線	管路延長 48km
土地改良施設	防災ダム3	—
交通安全施設	信号機2,088箇所、情報板、ITV端末、違法駐車端末、交通管制機器、パーキングメーター等83、交通標識2,323本、路側道路標識34,862本	—

主なインフラの整備年度別の割合を見ると、表2のとおり、道路施設については約7割が、砂防設備については約6割が、港湾施設、河川管理施設（水門等）については約半数が40年以上前に整備されており、老朽化が進んでいます。

また、その他の施設類型についても、整備時期が大きく偏っているものがあるため、今後、更新や修繕等の周期が特定の時期に集中するものと予想されます。

【表2】主なインフラの整備年度別割合（令和3（2021）年4月1日現在）

整備年度 (経過年数)	昭和46年以前 (50年以上)	昭和47～56年 (40年以上50年未満)	昭和57～平成3年 (30年以上40年未満)	平成4～平成13年 (20年以上30年未満)	平成14～23年 (10年以上20年未満)	平成24～令和2年 (10年未満)
道路施設	49.9	20.8	14.0	9.3	5.0	1.1
河川管理施設(水門等)	34.1	17.0	20.7	19.3	4.4	4.4
港湾施設	43.5	8.3	14.1	15.8	13.6	4.7
砂防設備	35.1	25.6	9.8	10.5	13.3	5.7
下水道(管渠)	0.0	6.1	41.0	52.9	0.0	0.0
交通安全施設(信号機)	0.0	0.0	0.5	7.5	51.1	40.9

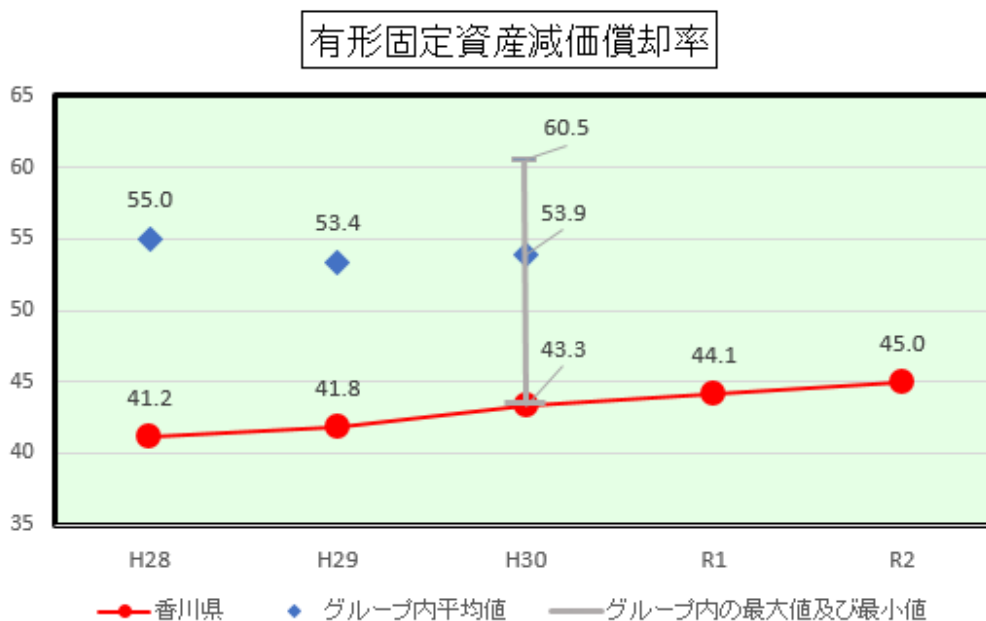
※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%となっていない施設がある。

単位：%

【参考3】有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

公共施設等（公営企業施設除く）の有形固定資産減価償却率については、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成28（2016）年度から算出しています。

本県の有形固定資産減価償却率は、道府県の財政力指数によって分類されたグループ内平均値を大きく下回っている状況にあるものの、上昇傾向となっています。



2 人口と財政の状況

(1) 人口の状況

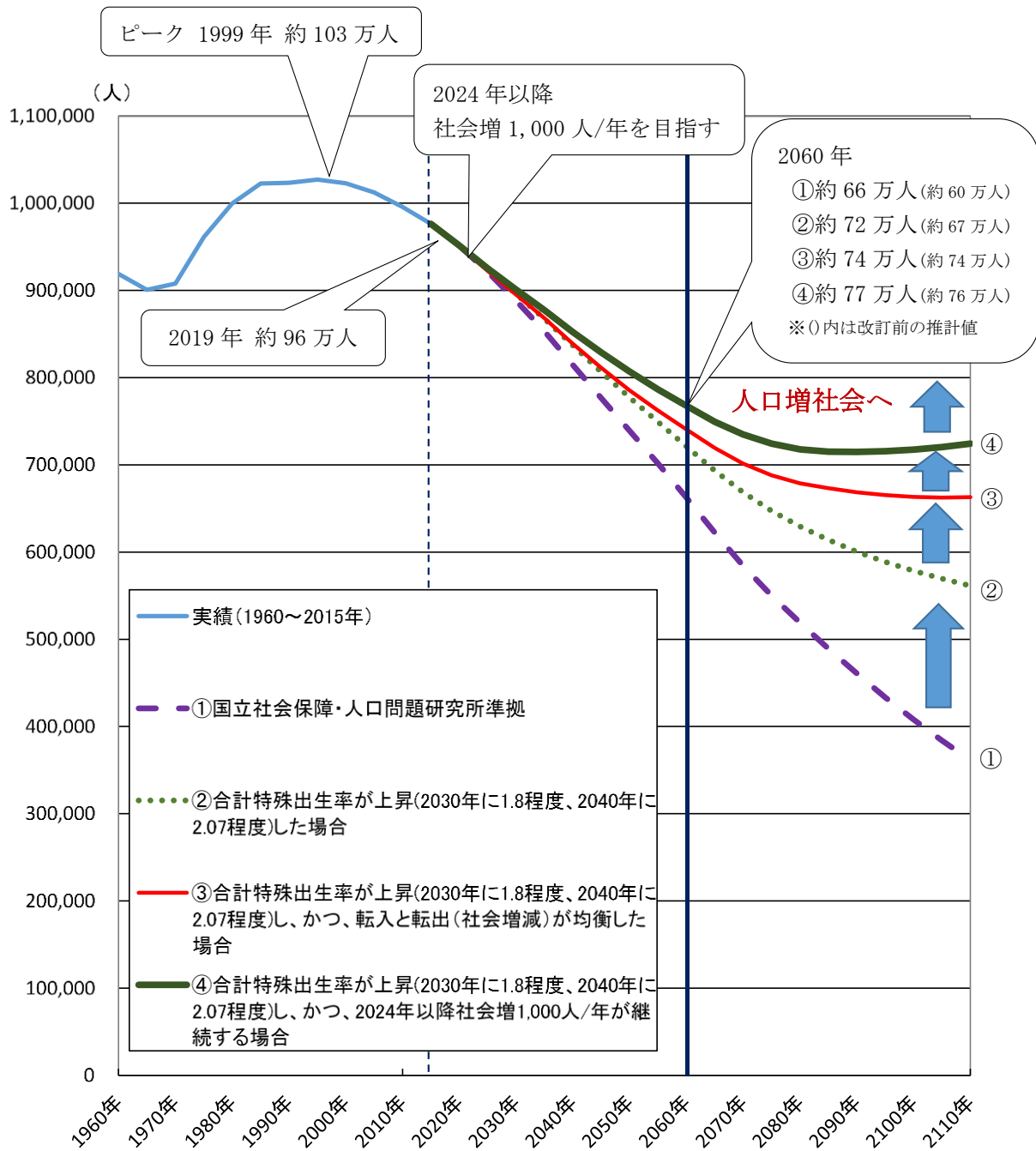
本県の人口は、平成11（1999）年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和2（2020）年の人口は約95万人と、平成12（2000）年以来21年連続の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和22（2040）年の本県の人口は81万人程度にまで減少すると見込まれています。

こうした現状を踏まえ、県では、引き続き、人口減少問題の克服と地域活力の向上に向けた取組みを推進するため、令和2（2020）年3月に「かがわ人口ビジョン」を改訂し、令和42（2060）年に人口約77万人（図4）を維持するよう人口の社会増と自然減の抑制に努め、長期的には人口増への転換を目指すこととしています。

また、本県の公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化等を総合的かつ計画的に推進する観点からも、この目標の実現に向けた取組みが求められています。

【図4】本県の人口の推移と今後の見通し



(2) 財政の状況

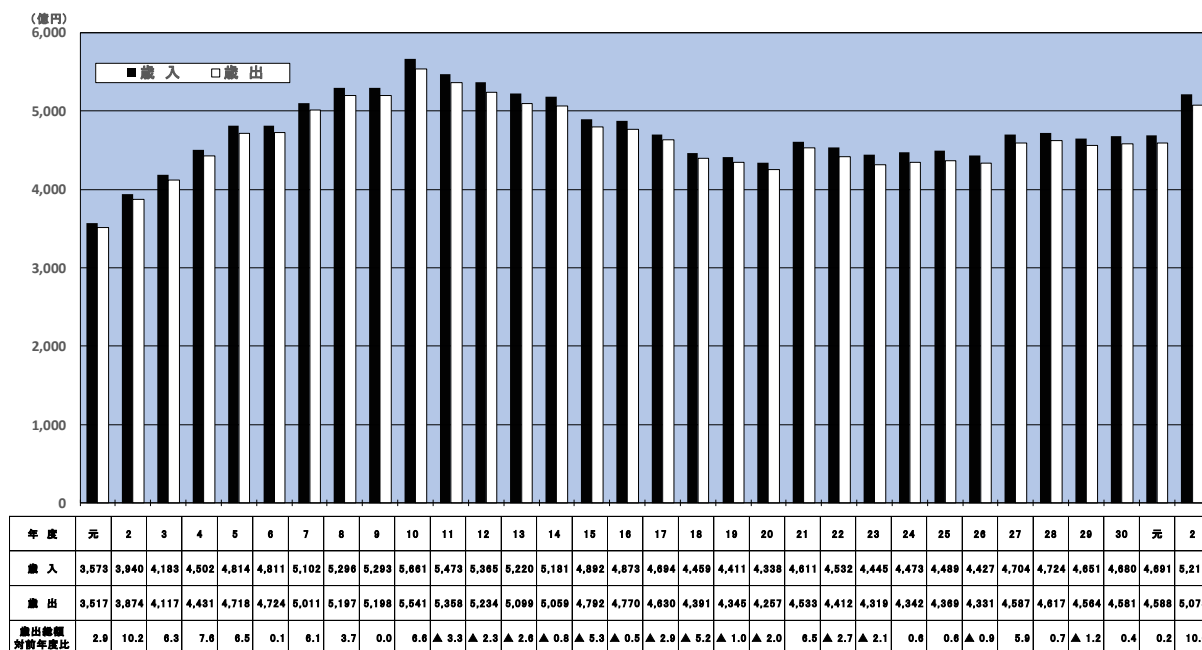
① 一般会計の財政規模の推移

本県の一般会計の財政規模は、平成10(1998)年度をピークに、平成11(1999)年度以降、平成20(2008)年度まで10年間連続で減少しました。平成21(2009)年度は、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、国の経済危機対策等に伴う大規模な補正予算を編成したことから、11年ぶりに前年度を上回りましたが、平成22(2010)年度と平成23(2011)年度は再び減少に転じ、以降は増減を繰

り返しながら推移しています。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策費の増加などにより、歳入・歳出ともに3年連続で前年度を上回る見込みですが、ピークである平成10（1998）年度と比べてみると、9割程度（歳出ベース）となっています。

【図5】一般会計の財政規模の推移（決算）



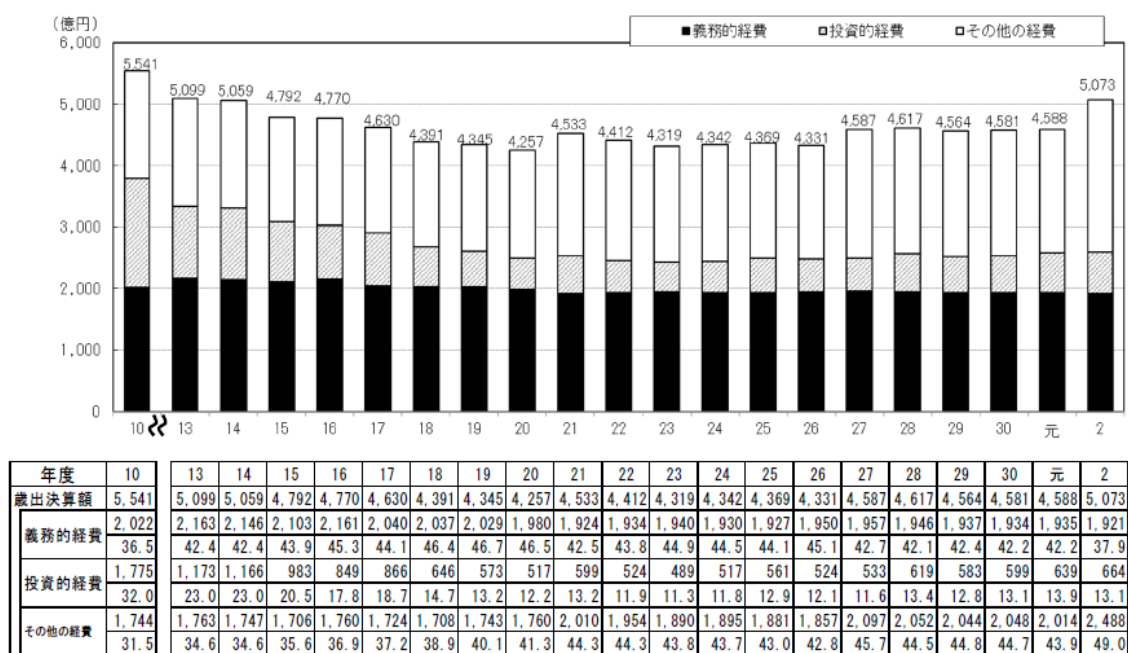
※令和元(2019)年度までは決算、令和2(2020)年度は決算見込み
※単位:億円、対前年比は%

② 性質別歳出の推移

人件費（職員の給与）、公債費（借金の返済）、扶助費（社会保障関係費）からなる義務的経費については、人件費は職員数の適正化等、公債費については発行抑制等により、1,900億円台で推移しています。他方、医療や福祉に充てる費用である扶助費は、高齢化の進展や子育て支援施策の拡充により今後さらに増加するものと見込まれています。

公共事業等の投資的経費については、過去の景気対策への対応や箱物整備など社会資本整備への取組みにより増加していましたが、危機的財政状況を踏まえ、大規模事業の見直しなどにより、経済対策や災害復旧の実施があった年度を除き、近年は一定規模で推移しています。

【図6】性質別歳出の推移（決算）



※令和元（2019）年度までは決算、令和2（2020）年度は決算見込み
 ※単位：億円、各経費下段の構成比は%

3 将来の見通しや今後の課題等

(1) これまでの取り組み

① 出先機関等や県立高校の統廃合

＜行財政改革による出先機関等の統廃合＞

本県では、平成7（1995）年度以降、行財政改革の基本的な方針を6次にわたって定めて、行財政改革を積極的に推進し、出先機関の再編整備や警察署の統廃合等に取り組んできました。

その結果、平成7（1995）年度から令和2（2020）年度までの間に、出先機関において45機関の、また、警察署において4署の統廃合を実施するなど、全体として組織のスリム化を図っています。

＜県立高校の再編整備＞

本県では、少子化が進行する中であっても一定の規模を維持しながら、生徒の多様なニーズに応じた学びを、全県的な視点に立ち総合的に保障するため、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの基本計画（令和2（2020）年3月策定））に基づき県立高校の再編整備に取り組んでいます。

平成29（2017）年度には、前計画である「県立高校の再編整備基本計画」（平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの基本計画）に基づき、小豆地域、三観地域の高校再編整備を実施しました。

② 県有建物に関する取組み

県有建物（県営住宅、県立学校を除く。）については、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、全庁的かつ統一的な視点から、その効果的な利活用をより一層進めることを目的として、平成 23（2011）年度に「香川県ファシリティマネジメント推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画においては、「ファシリティ情報の一元化」、「県有資産の効率的な運用や長寿命化」、「維持管理経費の縮減」、「未利用地の処分・利活用の推進」及び「安全で安心できる県有建物の維持」を本県のファシリティマネジメントの実施に関する 5 本柱として掲げ、それらを具体化するための方策やスケジュール等をアクションプランとして取りまとめています。

平成 24（2012）年度には、県有建物の保有総量の基本的な考え方をまとめた「県有建物保有総量の現状と最適活用について」と、県有建物の長寿命化の取組みの指針を定めた「香川県県有建物長寿命化指針」を策定しました。

現在は、推進計画等に基づき、保有総量の適正化（大規模な県有建物の新築や建替え等を行うにあたり、他の県有建物の利用可能性等について事前審査を実施）やLED照明の導入等による建物の省エネルギー化、予防保全による県有建物の長寿命化等の取組みを進めています。

また、県営住宅については、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や平準化を図るため、平成 22（2010）年度に「香川県営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕等を行っています。

なお、県立学校については、長寿命化に取り組むことで、建物の更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化、教育環境の維持・向上を図るため、令和 2（2020）年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の老朽化対策に取り組んでいます。

③ インフラに関する取組み

道路施設、河川管理施設、港湾施設等の公共土木施設については、アセットマネジメントの考え方を施設の維持管理に導入するため、平成 20（2008）年度に「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針においては、公共土木施設の長寿命化を図るために、定期的な点検を行い、施設の状況を把握した上で劣化の進行を予測し、ライフサイクルコストを算定して、将来の投資効果が最も有利となるよう計画を策定し取り組むことにより、維持管理や更新等に係る経費の縮減や平準化を図ることとしています。

道路施設や河川管理施設、港湾施設、下水道施設等の公共土木施設については、この基本方針に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を行うために、長寿命化計画を策定し、維持管理や更新等に係る中長期的なコストの縮減に取り組んでいます。

(2) 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

本県が保有する公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、一定の条件のもと、令和3（2021）年度を起点に、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、試算を行いました。

試算の条件

- 1 対象
本計画の対象施設（令和3（2021）年4月1日現在で保有しているもの）
- 2 期間
 - ・ 10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで）
 - ・ 30年間（令和3（2021）年度から令和32（2050）年度まで）
- 3 手法
パターン別に経費区分ごとの見込みを算出
 - (1) パターン1
施設を耐用年数経過時に単純更新した場合
 - (2) パターン2
長寿命化対策を反映した場合

経費区分	パターン1	パターン2
維持管理・修繕	直近の実績又は国や関係団体等が定めた手法を基に算出	直近の実績又は国や関係団体等が定めた手法を基に算出 （長寿命化対策により維持管理費・修繕の金額に違いが生じる（縮減等）する場合は、その額を採用する。）
改修	（単純更新するため改修は実施しないことから算出しない）	個別施設計画における長寿命化等の考え方を基に算出
更新等 （除却含む）	現在保有している施設を更新年数ごとに機械的に更新するものとして算出	現在保有している施設を長寿命化対策の効果を踏まえた目標更新年数後に更新するものとして算出

- 4 補足事項
 - (1) 施設の数量や規模については、基本的に、現状のまま推移するものと仮定する。ただし、用途を廃止することが決まっている施設等については、廃止等の時期に応じて試算の期間を短縮するなど必要な調整を行うものとする。
 - (2) 今後、新規に整備する施設については、予測が困難であるため対象としない。
 - (3) 更新にあたっては、元の場所に同じ種類及び規模の施設を整備するものと仮定し、用地費と補償費は計上しないものとする。
 - (4) 既に標準的な耐用年数等を経過している施設については、令和3（2021）年度中に更新するものと仮定する。
 - (5) 整備期間が複数年にわたる場合など施設の建設年次が特定できない施設については、当該施設の法律上の指定年次や整備に着手した年次等を建設年次と仮定する。

試算結果については、表3及び表4のとおりであり、長寿命化対策を行った場合、今後30年間における維持管理・更新等に係る経費の総額（ア）は約1兆2,600億円、年平均額で約420億円であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約1兆6,300億円、年平均額で約540億円であることから、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で約3,700億円、年間約120億円になるものと見込まれます。長寿命化を行った場合の年平均額は、直近3か年の維持管理・更新等に要した経費の実績額の年平均額（エ）である約269億円（平成30（2018）年度262億円、令和元（2019）年度282億円、令和2（2020）年度264億円）と比較すると約1.56倍の額になります。

なお、標準的な耐用年数等をむかえる施設についても、その劣化状況等を踏まえながら更新の時期を検討するものであるため、直ちに更新が必要となるものではありませんが、便宜上、既に標準的な耐用年数等を経過している施設は一律に令和3（2021）年度中に更新するものと仮定して試算を行っています。

このように、今後、公共施設等の維持管理・更新等に多額の経費が必要になるものと見込まれることから、県の厳しい財政状況を踏まえ、その縮減や平準化を図るための対策を講じるとともに、引き続き国の交付金や交付税措置のある地方債の積極的な活用等による財源確保を図っていく必要があります。

【表3】維持管理・更新等に係る経費の見込み（30年間）

（単位：百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	213,980	224,287	175,866	614,133	744,857	▲ 130,724	6,675
	インフラ施設(b)	71,887	147,531	323,025	542,444	772,191	▲ 229,747	19,518
	計(a+b)	285,867	371,819	498,891	1,156,577	1,517,048	▲ 360,471	26,193
公営事業会計	建築物(c)	18,377	14,294	9,944	42,614	36,394	6,220	84
	インフラ施設(d)	6,449	5,138	52,757	64,343	80,275	▲ 15,932	654
	計(c+d)	24,825	19,432	62,701	106,958	116,670	▲ 9,712	738
建築物計(a+c)		232,357	238,582	185,809	656,748	781,252	▲ 124,504	6,759
インフラ施設計(b+d)		78,336	152,669	375,782	606,787	852,466	▲ 245,679	20,172
合計(a+b+c+d)		310,692	391,251	561,592	(ア) 1,263,535	(イ) 1,633,718	(ウ) ▲ 370,183	(エ) 26,931

※百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と合計が一致しないことがある。

【表4】維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

（単位：百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	70,116	83,182	38,945	192,243	国の交付金や交付税措置のある地方債の積極的な活用等	301,166	▲ 108,923	6,675
	インフラ施設(b)	23,584	73,522	301,352	398,459		503,671	▲ 105,212	19,518
	計(a+b)	93,700	156,705	340,297	590,702		804,837	▲ 214,135	26,193
公営事業会計	建築物(c)	6,126	3,444	0	9,570	国の交付金や交付税措置のある地方債の積極的な活用等	16,146	▲ 6,577	84
	インフラ施設(d)	2,150	2,527	13,928	18,604		32,425	▲ 13,821	654
	計(c+d)	8,275	5,971	13,928	28,174		48,571	▲ 20,397	738
建築物計(a+c)		76,242	86,627	38,945	201,813	国の交付金や交付税措置のある地方債の積極的な活用等	317,312	▲ 115,499	6,759
インフラ施設計(b+d)		25,734	76,050	315,280	417,063		536,096	▲ 119,033	20,172
合計(a+b+c+d)		101,975	162,676	354,225	618,876		853,409	▲ 234,532	26,931

※百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と合計が一致しないことがある。

<参考>本計画の初年度（平成28（2016）年度）を基準とした場合

【表5】維持管理・更新等に係る経費の見込み（30年間）

（単位：百万円）

		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	125,369	124,703	104,280	354,351	579,690	▲ 225,339	6,675
	インフラ施設(b)	84,727	109,381	404,066	598,174	772,697	▲ 174,523	19,518
	計(a+b)	210,096	234,084	508,345	952,525	1,352,387	▲ 399,862	26,193
公営事業会計	建築物(c)	7,691	8,395	3,567	19,654	22,465	▲ 2,812	84
	インフラ施設(d)	3,969	2,574	45,218	51,761	73,303	▲ 21,542	654
	計(c+d)	11,660	10,970	48,785	71,414	95,768	▲ 24,354	738
建築物計(a+c)		133,060	133,099	107,847	374,005	602,156	▲ 228,151	6,759
インフラ施設計(b+d)		88,696	111,955	449,283	649,934	845,999	▲ 196,065	20,172
合計(a+b+c+d)		221,756	245,054	557,130	1,023,939	1,448,155	▲ 424,215	26,931

※百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と合計が一致しないことがある。

【表6】維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

（単位：百万円）

		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	42,762	40,072	83,540	166,375	国の交付金 や交付税措 置のある地 方債の積極 的な活用等	209,314	▲ 42,939	6,675
	インフラ施設(b)	26,632	45,894	334,148	406,673		473,202	▲ 66,528	19,518
	計(a+b)	69,394	85,967	417,688	573,048		682,516	▲ 109,467	26,193
公営事業会計	建築物(c)	2,564	1,630	3,567	7,760	国の交付金 や交付税措 置のある地 方債の積極 的な活用等	13,188	▲ 5,428	84
	インフラ施設(d)	1,323	947	12,024	14,293		23,920	▲ 9,627	654
	計(c+d)	3,887	2,576	15,591	22,054		37,108	▲ 15,055	738
建築物計(a+c)		45,326	41,702	87,107	174,136	国の交付金 や交付税措 置のある地 方債の積極 的な活用等	222,503	▲ 48,367	6,759
インフラ施設計(b+d)		27,954	46,841	346,171	420,967		497,122	▲ 76,155	20,172
合計(a+b+c+d)		73,281	88,543	433,279	595,102		719,624	▲ 124,522	26,931

※百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と合計が一致しないことがある。

(3) 今後の課題

本県の公共施設等の状況や将来の見通しを踏まえ、「公共施設等の維持管理や更新等に係る経費の縮減や平準化」、「公共施設等の安全性の確保」及び「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」を本県の今後の課題として認識し、本計画の実効性を確保するため、計画目標を設定のうえ、第2章において、目指すべき施設管理等のあり方について説明します。

本県の公共施設等の状況と将来の見通し

1 公共施設等について

- 老朽化が進行しており、今後、更新や修繕等の時期が集中するおそれがある。
- 県有建物や県営住宅、橋梁、河川管理施設などの施設類型について、長寿命化に関する計画等を策定し取組みを進めている。
- 長寿命化対策を行った場合において、今後30年間で必要となる公共施設等の維持管理・更新に要する経費を試算した結果、それらに要する経費は年平均額で約420億円と見込まれる。

2 人口及び財政について

- 人口は平成11（1999）年の103万人をピークに減少傾向にあり、令和2年現在で95万人。今後の人口推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和22（2040）年の本県の人口は81万人程度にまで減少。
- 一般会計の財政規模は、令和2（2020）年度では、ピークであった平成10（1998）年度比で9割程度に減少。

今後の課題

- 公共施設等の維持管理や更新等に係る経費の縮減や平準化
- 公共施設等の安全性の確保
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(4) 計画目標

本県の公共施設等については、地域の実情や多様化する行政需要を踏まえながら、スクラップアンドビルドやダウンサイジングを基本としつつ、次の目標を定めることにより、施設のLCC（ライフサイクルコスト）の縮減や平準化に努め、保有総量の適正化を図ります。

① 県有建物（既存ストックのマネジメント強化）

計画的な保全を実施し、県有建物を長寿命化することにより、更新や修繕にかかる全体的な費用の縮減を図るための数値目標を設定します。

目標	目標値	実績値
保全計画を策定する建物数	令和7（2025）年度 までに55棟	31棟 （平成27（2015）～ 令和2（2020）年度 の累計）

② インフラ（公共土木施設の老朽化対策の推進）

高度成長期以降に集中的に整備した公共土木施設が今後一斉に老朽化し、更新費等が大幅に増大することが見込まれることから、トータルコストの縮減・平準化を図るために各公共土木施設で計画された長寿命化計画に基づき、数値目標を設定します。

目標	目標値	実績値
県管理の公共土木施設の 補修箇所数	令和7（2025）年度 までに350施設に着手	261施設 （令和2（2020）年度 までの累計）

第2章 目指すべき施設管理等のあり方

第1章で整理した課題等を踏まえ、今後は、本県が目指すべき施設管理等のあり方として次の3つの柱を掲げて、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化等を総合的かつ計画的に推進します。

1 効率的な維持管理や更新等の実施

- (1) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や平準化
- (2) 維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用
- (3) 保有総量の適正化

2 安全で安心できる公共施設等の維持

- (1) 適切な点検・診断の実施
- (2) 危険性が認められた施設への対応
- (3) 耐震化の推進
- (4) ユニバーサルデザインの推進

3 取組体制の整備等

- (1) 取組体制の整備
- (2) 職員の意識や技術力の向上
- (3) 国や市町との積極的な連携
- (4) SDGs との関係

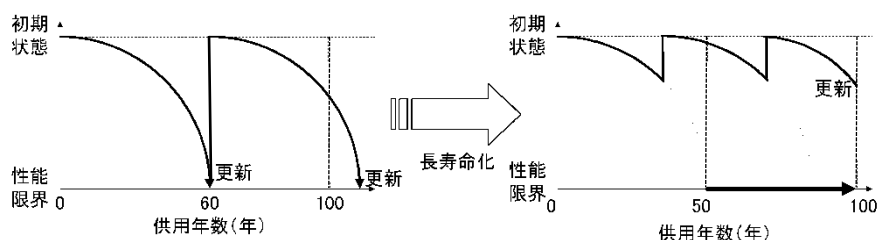
1 効率的な維持管理や更新等の実施

(1) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や平準化

本県では、これまで、公共施設等の更新や修繕等の実施にあたり、対症療法的保全（事後保全）を基本としてきました。

このような手法は、劣化が顕在化した箇所から順次更新等を行うという意味では有効であっても、施設の構造自体の劣化を防ぐことはできず、また、劣化を放置した場合、それがさらに拡大し大規模な修繕が必要となったり、劣化を原因として施設自体の更新の周期が短くなるなど、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）が増大する要因になります。

このため、今後は、定期的な点検等を行い施設の状況を把握した上で、計画的に予防保全を実施し、施設を長寿命化することにより、LCCの縮減や平準化を図っていく必要があります。

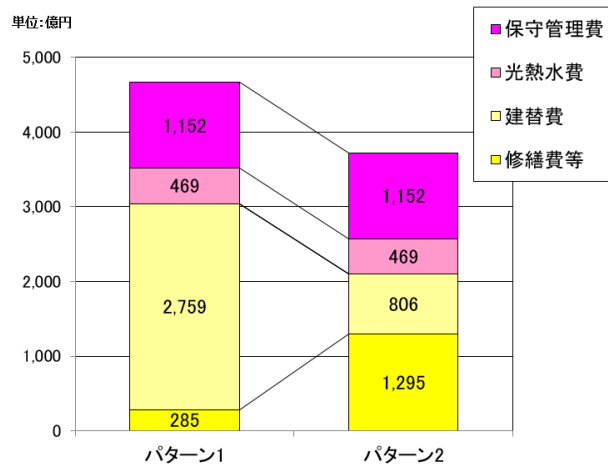


【図7】橋梁における長寿命化のイメージ

なお、長寿命化に関する指針等（以下「長寿命化計画」という。）においてLCCの縮減効果に係る試算を行っており、県有建物と橋梁（道路施設）については、次のとおりとなっています。

① 県有建物（「香川県県有建物長寿命化指針（平成 25（2013）年 3 月策定、令和 3（2021）年 3 月改正）」）

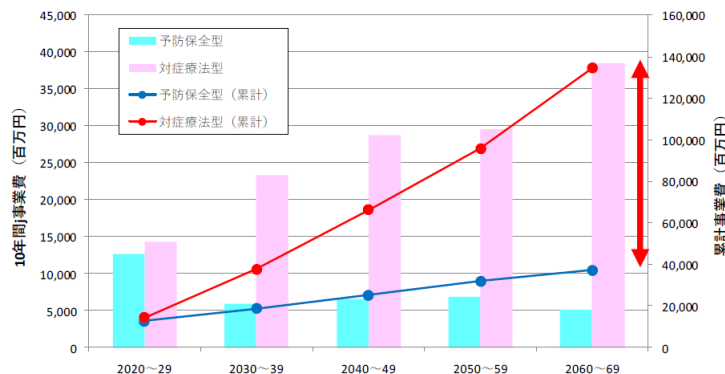
県有建物（県営住宅、県立学校を除く。）のうち、延床面積 200 m²以上のものを対象に、長寿命化しない場合（「建築後 40 年を経過した時点で更新を行う場合（パターン 1）」）と長寿命化する場合（「施設に対する改修・修繕等の充実を図った上で、建築後 65 年を経過した時点で更新を行う場合（パターン 2）」）の両方について、今後 30 年間に必要とされる LCC を試算（建物の棟数や規模は固定）したところ、前者が 4,665 億円、後者が 3,722 億円となり、長寿命化に伴い 30 年間で約 943 億円の縮減が図られるとの結果となりました。



【図 8】 県有建物のパターン別 LCC（総額）

② 橋梁（「香川県橋梁長寿命化修繕計画（平成 27（2015）年 5 月策定、令和 2（2020）年 3 月改正）」）

本県が管理する 1,476 の橋梁を対象に、長寿命化しない場合（「全く修繕を行わず、劣化が激しくなった際に架替える場合（対症療法型）」）と長寿命化する場合（「最も経済的な維持管理ができるように早め早めの対応を行った場合（予防保全型）」）の両方について、今後 50 年間に必要とされる LCC を試算したところ、前者が 1,344 億円、後者が 371 億円となり、長寿命化に伴い 50 年間で約 973 億円の縮減が図られるとの結果となりました。



【図 9】 長寿命化修繕計画の効果

このように、長寿命化によりLCCが大幅に縮減される傾向にあることから、全ての公共施設等を対象に取り組むことで、大きな削減効果が期待されます。

本県では、長寿命化計画の策定は県有建物や県営住宅、橋梁、河川管理施設、港湾施設など一部の施設に留まっていますが、令和2（2020）年度に県立学校、海岸保全施設、防災ダムの3対象施設において、新たに長寿命化計画を策定し、本計画において策定することになっている長寿命化計画については、全ての対象施設の計画策定が完了したこととなります。

今後は、厳しい財政状況や施設類型ごとの管理の特性等を踏まえながら、長寿命化計画に基づき、LCCの縮減や平準化を図ります。

<ポイント>

- 現在、施設類型ごとに実施している長寿命化の取組みについて、厳しい財政状況等を踏まえながら、長寿命化計画に基づき、LCCの縮減や平準化を図る。

(2) 維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用

公共施設等のLCCには、当初の建設費や将来の取壊し処分費のほかに、ランニングコストとして、修繕費、光熱水費、保守管理費等の維持管理費や運営費が含まれています。

このようなランニングコストについては、単年度で見ると比較的少額であり、あまり目立ちませんが、施設の生涯に必要な経費として総額で見た場合は、大きな額となることから、LCC全体の縮減を図るためには、維持管理や運営等に係る効率的な手法を活用する必要があります。

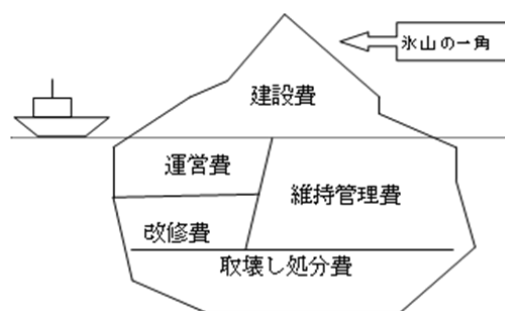
本県では、これまで、指定管理者制度を積極的に活用し、公の施設における住民サービスの向上や効率的な管理の推進に努めてきましたが、今後もPPP等の活用を検討し、様々な角度から施設の維持管理や運営等の効率化を図ります。

また、本県の「脱炭素」に向けた取組みの一環として、環境負荷を低減し、省エネルギー化をより一層推進するため、設備の更新や新設等にあたっては省エネルギー機器の導入を図ります。

さらに、施設の建設や改修にあたっては、後の維持管理、運営等の効率化や環境に配慮した設計等を行うものとします。

<ポイント>

- PPP等の活用を検討し、様々な角度から施設の維持管理や運営等の効率化を図る。
- 環境負荷を低減し、省エネルギー化をより一層推進するため、設備の更新や新設等にあたっては省エネルギー機器の導入を図る。
- 施設の建設や改修にあたっては、後の維持管理、運営等の効率化や環境に配慮した設計等を行う。



【図10】建物におけるLCCのイメージ

(3) 保有総量の適正化

本県では、これまで、行財政改革の取組みの中で、出先機関の再編整備等を積極的に進めるなど、保有総量の適正化に取り組み、財政負担の軽減を図ってきました。

厳しい財政状況のもと、今後も長寿命化の取組み等を通じて施設のLCCの縮減や平準化に努める必要がありますが、限られた予算の中で、全ての施設を対象として一斉に予防保全に着手することは難しく、また、長寿命化による削減効果も短期間で得られるものではありません。

このため、長寿命化等の取組みとあわせて、今後も引き続き、社会情勢や公共施設等の利用需要の変化等を踏まえ、施設の統廃合や集約化、複合化、転用、ダウンサイジング、国や市町の建物との合築等の手法について積極的に調査・検討を行うほか、用途廃止後の施設の処分を速やかに行うなど、保有総量の適正化に努めます。

また、新たな施設を整備する際には、利用需要の変化や整備効果等について十分検証を行うこととします。

<ポイント>

- 社会情勢や利用需要の変化等を踏まえながら、施設の統廃合や集約化、複合化、転用等の手法について積極的に調査・検討を行うほか、用途廃止後の施設の処分を速やかに行うなど、保有総量の適正化に努める。
- 新たな施設を整備する際には、利用需要の変化や整備効果等について十分検証を行う。

2 安全で安心できる公共施設等の維持

(1) 適切な点検・診断の実施

公共施設等の維持管理にあたっては、利用者である県民の安全を確保するため、点検・診断を定期的に行い施設の状況を把握し、適切な措置を講じることが必要です。

また、長寿命化のための予防保全の実施にあたっては、点検・診断を行い施設の劣化状況を的確に把握することが、その第一歩となります。

本県では、これまで、施設類型ごとの特性に応じた点検・診断を実施してきましたが、より計画的で効果的な維持管理を実施するためには、公共施設等に関する情報の一元化及び共有化を図ることが不可欠です。今後は、点検者の技術力の確保や点検・診断項目のマニュアル化、結果のデータベース化を進めるなど、より充実した取組みを推進します。

<ポイント>

- 点検者の技術力の確保や点検・診断項目のマニュアル化、結果のデータベース化等を推進する。

(2) 危険性が認められた施設への対応

老朽化の進行に伴い施設の安全性が低下するおそれがあるため、各施設においては、適切な点検・診断や予防保全により、危険箇所の発生防止に努めているところですが、突発的な災害や事故は、いつ発生するか分かりません。

また、廃止や統廃合により、一時的に施設を使用しない状態になることがあります。これを放置した場合、安全管理や防犯の面で問題が生じるおそれがあります。

本県では、このような危険を回避し、利用者である県民の安全を確保するため、迅速な復旧体制・連絡体制の充実を図るとともに、施設の廃止時においては、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じるものとします。

<ポイント>

- 危険箇所発生時の復旧体制・連絡体制を充実させる。
- 施設廃止時には、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じる。

(3) 耐震化の推進

本県では、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する可能性が70～80%とされていることから、ハード・ソフトの両面から様々な対策を講じています。

特に県有建物のうち防災拠点施設については、既に耐震化率100%を達成するなど、必要な取組みを進めてきました。

「香川県地域防災計画」によると、地震による公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすものであるため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努めることとされています。

なお、実際に耐震化を進める際には、香川県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「香川県国土強靱化地域計画」や新たな香川づくりに向け県政の基本的方向を示した「『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画」等に位置づけられた耐震化方針に基づき、行うものとします。

<ポイント>

- 「香川県国土強靱化地域計画」や「『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画」に位置づけられた耐震化方針に基づき施設の耐震化を推進する。

(4) ユニバーサルデザインの推進

施設の新設・建替え、集約化、長寿命化等を行う際には、ユニバーサルデザインを推進し、多様な人々が利用しやすい施設を目指します。

<ポイント>

- ユニバーサルデザインを推進し、多様な人々が利用しやすい施設を目指す。

3 取組体制の整備等

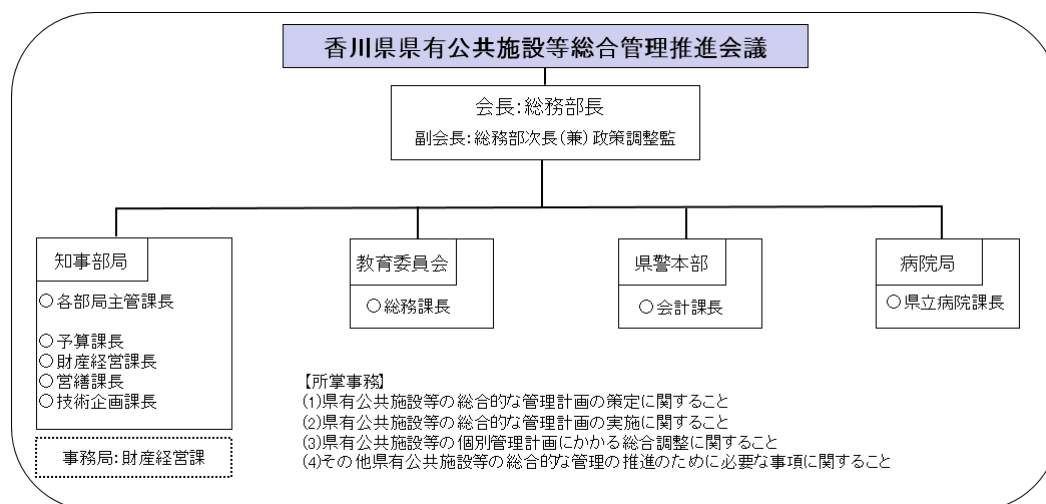
(1) 取組体制の整備

① 香川県県有公共施設等総合管理推進会議の設置

本県が保有する公共施設等には、庁舎や学校、病院等の建物から道路施設や河川管理施設、港湾施設、土地改良施設、下水道施設等のインフラに至るまで多くの施設類型があります。

これまでは、県有建物や県営住宅、橋梁、河川管理施設などの施設類型について、長寿命化計画を策定し取組みを進めてきましたが、本県の厳しい財政状況や施設の老朽化の状況等を踏まえた場合、全庁的な共通認識のもと、その対策にあたる必要があると考えられます。

このため、本県では、本計画の策定・実施や個別計画との総合調整等を行うことを目的に、総務部長を会長とし関係部局の課長等で構成する「香川県県有公共施設等総合管理推進会議」（以下「推進会議」という。）を平成 26（2014）年 9 月に設置しました。



【図 11】 香川県県有公共施設等総合管理推進会議の概要

② 計画のフォローアップ

今後は、本計画をより実効性のあるものとするため、推進会議において、取組みの進捗状況について、年度ごとに管理し、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用することにより、その成果を検討したうえで、継続的に計画のフォローアップを行うとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ計画の内容の見直しを行うことにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するものとします。

<ポイント>

- 「香川県県有公共施設等総合管理推進会議」を中心にPDCAサイクルを活用することにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進める。

(2) 職員の意識や技術力の向上

公共施設等の総合的な管理を推進するためには、担当職員が、第1章で整理した課題等についての共通認識や技術力等を持って、それぞれの業務にあたる必要があります。

このため、各施設の担当職員等を対象とした講演会や研修会を計画的に開催するとともに、国や関係団体が主催する研修等への職員の参加を促進するなど、職員の意識や技術力の向上に向けた取組みの充実に努めます。

<ポイント>

- 職員を対象とした講演会等の開催や国等が主催する研修会への職員の参加を促進することなどを通じて職員の意識や技術力の向上を図る。

(3) 国や市町との積極的な連携

公共施設等の計画的かつ効率的な管理の推進については、本県だけでなく国や市町においても共通の課題であることから、国や市町と積極的に情報を共有する場を設け、それぞれの財産の最適利用を検討します。

特に、庁舎等の県有建物については、更新や新設、大規模改修を行う際に、他の県有建物の利用や合築、民間賃貸について検討だけでなく、国や市町と連携し、双方が管理する建物の空きスペースの活用や合築等についても検討するなど、整備の効率化や保有総量の適正化を図ります。

<ポイント>

- 国や市町と積極的に情報を共有する場を設け、それぞれの財産の最適利用を検討する。

(4) SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27(2015)年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12(2030)年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされています。

本計画の全ての取組みは、安全で安心できる住みよい県土づくりの推進につながることから、『11 住み続けられるまちづくりを』の理念と方向性が同じです。また、本計画の取組みのうち、「効率的な維持管理や更新等の実施」及び「安全で安心できる公共施設等の維持」は、『9 産業と技術革新の基盤をつくろう』及び『13 気候変動に具体的な対策を』の理念と、国や市町などの主体とともに取り組む施策については、『17 パートナリーシップで目標を達成しよう』の理念とそれぞれ方向性が同じです。



<ポイント>

- 本計画の取組みを推進することにより、SDGsの達成につなげる。

第3章 施設類型ごとの施設管理等の方針

第2章で示した目指すべき施設管理等のあり方に基づき、施設類型ごとの現状認識や今後の維持管理、更新、長寿命化等の方針を示します。

1 建物	(1) 県有建物 ((2)~(5)以外のもの) (2) 県営住宅 (3) 県立学校 (教育委員会が所管するもの) (4) 警察施設 (5) 県立病院施設
2 インフラ	(1) 道路施設 (2) 河川管理施設 (3) 海岸保全施設 (4) 砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設 (5) 港湾施設 (6) 都市公園・その他公園等 (7) 下水道施設 (8) 土地改良施設 (9) 交通安全施設

1 建物

(1) 県有建物（(2)～(5)以外のもの）

<現状認識>	
老朽化状況等	
○ 県有建物（(2)～(5)以外のもの）のうち建築後40年を経過するものの延床面積の割合は、令和3（2021）年4月1日現在 23.5%であるが、10年後には37.7%と老朽化が進み、今後、更新や修繕等の時期が集中することが予想される。特に、平成5（1993）年度から平成15（2003）年度にかけて、知事部局の建物の整備に係る大きなピークがあることから、更新等を行う場合には、単年度あたりの財政負担が大きくなることが予想される。	
保有状況等	
○ 県有建物（(2)～(5)以外のもの）は、令和3（2021）年4月1日現在で1,170棟あり、延床面積は約60万㎡である。県有建物の活用状況等を把握するため、平成23（2011）年度に、事務室や会議室など転用可能なスペースが多い合同庁舎や土木事務所等の利用状況について調査を実施したところ、利用されていないスペースの延床面積の割合は0.7%程度と少ない結果となっている。	
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	
○ 県有建物の長寿命化の取組みの基本的な方針として平成24（2012）年度に策定した「香川県県有建物長寿命化指針」に基づき、財政状況等も踏まえながら、予防保全の考え方を取り入れ、LCCの縮減や平準化を図る。	
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	
○ PPP等の一環として指定管理者制度を活用するなど、全体的な維持管理費の縮減を図る。 ○ LED照明の導入等による建物の省エネルギー化など、維持管理費の縮減や平準化につながる設備改修の実施について検討を行う。	
保有総量の適正化	
○ 更新や新設、大規模改修を行う際には、他の県有建物の利用や合築、民間賃貸について検討するほか、国や市町と連携し、双方が管理する建物の空きスペースの活用や合築等についても検討するなど、保有総量の抑制に努める。 ○ 社会情勢や公共施設等の利用需要の変化等を踏まえ、建物の統廃合や集約化、複合化、転用、ダウンサイジング等の手法について調査・検討を行う。	
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	
○ 3年に一度、職員が建物や設備の点検・診断を実施して劣化状況や危険度を把握し、その結果をデータベース化する。 ○ 職員が簡易に点検・診断を実施できるよう、マニュアル等の整備・充実を図る。	

危険性が認められた施設への対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断により把握した劣化状況や危険度を踏まえて、費用や緊急性等を検討の上、建物の安全性が確保されるよう必要な修繕等を実施する。 ○ 建物の廃止時においては、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じる。
耐震化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時において応急対策活動の拠点となる県庁舎本館及び東館をはじめとする建物を防災上重要建築物として指定し、耐震化を図る。 ○ 多数の者が利用する建物については、震災時に多大な被害が発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。 ○ その他の建物についても計画的な耐震化に努める。
ユニバーサルデザインの推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者が利用する建物におけるトイレの洋式化など、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等
職員の意識や技術力の向上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の担当職員等を対象にファシリティマネジメントに関する講演会等を計画的に開催するとともに、国や関係団体が開催する研修等への職員の参加を促進するなど、職員の意識や技術力の向上を図る。 ○ 財産経営課と営繕課にファシリティマネジメント担当職員を配置することにより、財産管理部門と営繕部門が一体となった施策を実施する。

(2) 県営住宅

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 県営住宅のうち建設後30年を超える住戸の割合は、令和3（2021）年4月1日現在88.3%と老朽化が進行しており、今後、更新や修繕等の時期が集中することが予想される。特に、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設の大きなピークがあることから、更新等を行う場合には、単年度あたりの財政負担が大きくなることが予想される。</p>
保有状況等	<p>○ 県営住宅は、令和3（2021）年4月1日現在で31団地、住棟は全体で357棟あり、その他の建物を含め延床面積は約43万㎡である。</p> <p>○ 世帯あたりの県営住宅戸数は全国平均より若干少なく、市町営住宅をあわせても全国平均より若干少ない。一方、県営住宅の応募倍率は1～2倍程度と全国平均（平成29（2017）年度3.8倍（国土交通省住宅局調べ））より低くなっており、住棟の長寿命化とあわせて、応募倍率の向上や空き住戸の解消を図る計画的な改善等の必要がある。</p>
<施設管理等の方針①> 効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<p>○ 令和2（2021）年度末に策定した「香川県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善事業を実施し、LCCの縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ PPP等の一環として指定管理者制度を活用するなど、維持管理費の縮減を図る。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 応募倍率など県営住宅のニーズを見極めながら適正な戸数の維持を図る。</p> <p>○ 耐用年限を超える住棟については、原則、用途廃止とするが、「香川県営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化型改善を実施した住棟については、耐用年限を超えても安全な住居として供給する。</p>
<施設管理等の方針②> 安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 指定管理者において、建築は3年ごと、設備は毎年定期的に点検を実施する。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 住棟の劣化状況を的確に把握し、住棟の状態に応じた対策を実施する。</p>
耐震化の推進	<p>○ 耐震改修に相当の費用を要し、改修を行っても補強材により相当数の住戸が利用困難となる住棟については、現入居者の他の住棟への移転を促進するなど入居者の安全確保の対応を進める。</p>

ユニバーサルデザインの推進	
○ 「香川県営住宅長寿命化計画」に基づく建物の修繕等の機会を捉え、共用階段やトイレ・浴室への手すりの設置など、施設の現状や利用状況、入居者のニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を計画的に推進する。	
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。	
○ 住棟の入居状況や劣化状況、修繕実績をデータベース化するとともに、指定管理者との連携を強化し、効率的な管理を行う。	

(3) 県立学校（教育委員会が所管するもの）

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 県立学校のうち建築後40年を経過するものの延床面積の割合は、令和3（2021）年4月1日現在36.2%であるが、10年後には57.9%と老朽化が急速に進み、今後、更新や修繕等の時期が集中することが予想される。特に、昭和40年代から昭和50年代にかけて、教育委員会の建物の整備に係る大きなピークがあることから、更新等を行う場合には、単年度あたりの財政負担が大きくなることが予想される。</p>
保有状況等	<p>○ 県立学校は、令和3（2021）年4月1日現在で、県立中学校が1校、県立高校が29校、県立特別支援学校が8校ある。建物数は全体で1,039棟あり、延床面積は約51万㎡である。令和5（2023）年4月に小豆地域において特別支援学校が開校する予定である。</p> <p>○ 知的障害対象の特別支援学校においては、近年児童生徒数が増加しており、教室不足に伴う対応が必要である。また、県立学校において、生徒数の減少による空き教室がある場合には、習熟度別の教室などの用途で適正に活用している。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<p>○ 令和2（2020）年度末に策定した「香川県立学校施設長寿命化計画」に基づき、財政状況等も踏まえながら、予防保全の考え方を取り入れ、計画的な改修等を実施し、LCCの縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ LED照明の導入等による建物の省エネルギー化など、維持管理費の縮減や平準化につながる設備改修の実施について検討を行う。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 老朽改築の際には、生徒数の減少や教育環境の充実の必要性等を考慮し、適正規模の維持を図る。</p> <p>○ 県立高校の再編整備については、引き続き検討を進める。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 毎年、学校職員が建物や設備の点検・診断を実施し、劣化状況や危険度について把握する。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 点検・診断により把握した劣化状況や危険度を踏まえて、費用や緊急性等を検討の上、建物の安全性が確保されるよう必要な修繕等を実施する。</p> <p>○ 建物の廃止時においては、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じる。</p>
耐震化の推進	<p>○ 令和2（2020）年度末に策定した「香川県立学校施設長寿命化計画」に基づき、安全・安心の確保のため、地震に強い学校施設の整備に努める。</p>

ユニバーサルデザインの推進	
○ 県立学校におけるトイレの洋式化やバリアフリー化など、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。	
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 維持管理等に関する研修や講演会等に積極的に担当職員を参加させ、意識向上や情報の収集等に努める。	

(4) 警察施設

<現状認識>	
老朽化状況等	
<ul style="list-style-type: none">○ 警察施設のうち建築後40年を経過するものの延床面積の割合は、令和3（2021）年4月1日現在16.0%であるが、10年後には35.9%となる見込みである。警察施設は、昭和50年代以降に建てられたものが比較的多いことから、更新等を行う場合には、単年度あたりの財政負担が大きくなることが予想される。○ 警察署、交番、駐在所、待機宿舎等については、耐用年数や地域の実情に即して計画的な建替え等を行う必要がある。	
保有状況等	
<ul style="list-style-type: none">○ 警察施設は、令和3（2021）年4月1日現在で、警察署が12署、交番・駐在所が140施設（借入れ施設を除く）あり、その他の建物とあわせて全体で539棟、延床面積は約12万㎡である。○ 警察署については、警察署の再編整備計画に基づき16署から12署となり、再編整備が終了している。○ 警察署、交番、駐在所、待機宿舎等の警察施設については、耐用年数や老朽化の度合いに応じて順次修繕・整備している。	
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	
<ul style="list-style-type: none">○ 県有建物の長寿命化の取組みの基本的な方針として平成24（2012）年度に策定、平成28（2016）年度に改正した「香川県県有建物長寿命化指針」に基づき、財政状況等も踏まえながら、予防保全の考え方を取り入れ、LCCの縮減や平準化を図る。	
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	
<ul style="list-style-type: none">○ LED照明の導入等による建物の省エネルギー化など、維持管理費の縮減や平準化につながる設備改修の実施について検討を行う。	
保有総量の適正化	
<ul style="list-style-type: none">○ 交番・駐在所については、地域住民の安全と安心のよりどころで、地域安全活動の拠点として重要な施設であり、地域において、機能の維持強化への要望も強い。○ 今後、治安情勢や地域実態等の変化があった場合には、地域の要望も踏まえ、交番・駐在所等の統廃合による再編の検討を進める。	
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	
<ul style="list-style-type: none">○ 3年に一度、職員が建物や設備の点検・診断を実施して劣化状況や危険度を把握する。○ 職員が簡易に点検・診断を実施できるよう、マニュアル等の整備・充実を図る。	

危険性が認められた施設への対応	
○ 点検・診断により把握した劣化状況や危険度を踏まえて、費用や緊急性等を検討の上、建物の安全性が確保されるよう必要な修繕等を実施する。	
○ 建物の廃止時においては、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じる。	
耐震化の推進	
○ 県内全ての警察署が耐震化済みである。	
○ その他の施設については、計画的な耐震化に努める。	
ユニバーサルデザインの推進	
○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。	
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、計画的かつ継続的な施設の維持管理を行う。	

(5) 県立病院施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 県立病院施設（既に用途廃止しているものを除く）のうち、県立中央病院（平成 25（2013）年度整備）、感染症病棟（平成 28（2016）年度整備）や県立白鳥病院（平成 21（2009）年度整備）については建築からの年数経過が浅いが、県立丸亀病院（昭和 58（1983）年度整備・築後 37 年経過）と白鳥病院医師公舎（昭和 53（1978）年度整備・築後 42 年経過）においては、それぞれ築後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる。</p> <p>このうち、白鳥病院医師公舎については、今後も利用見込みがないことから、売却手続きを行い、早期に処分したいと考えている。</p> <p>丸亀病院は、大規模な修繕・更新は予定されていないものの、引き続き施設等の維持管理を行いながら修繕・更新を行う必要があるが、老朽化が進んでいるため、他病院に比べ今後の改修・修繕費用が増加することが予想される。</p>
保有状況等	<p>○ 県立病院施設（既に用途廃止しているものを除く）は、令和 2（2020）年度末現在で、3 施設（25 棟）あり、延床面積は約 7 万㎡である。</p> <p>○ 日々の患者の利用需要や災害拠点病院、広域救護病院としての位置づけ、各病院の役割・使命を考慮し、整備している。また、用途を廃止した建物については、時期を逸することがないように随時処分等の手続きを進めている。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化による LCC の縮減や平準化	<p>○ 維持管理や更新等に関する高度・効率的な技術を早急に導入できるよう、他団体の取組事例等の情報収集、共有化を推進する。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ 劣化・損傷状況を考慮の上、修繕時期や費用を計画し、単年度に費用が集中しないように病院間、年度間で調整を行う。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 今後、県全体の医療需要や地域の医療機関との連携や機能分担の方向を見据えながら、適正な保有数量を検討していく。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 法令で定められている点検の他に、建物や設備の劣化状況を把握するために日常的な点検・診断や巡視を年 1 回程度行う。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえて、費用や緊急性等を検討の上、優先順位を考慮して計画的な修繕・更新を行う。</p> <p>○ 建物の廃止時においては、除却や立入防止対策等の必要な措置を講じる。</p>

耐震化の推進	
○ 現在使用している建物については、耐震化済みである。	
ユニバーサルデザインの推進	
○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。	
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 建物や設備の状況や維持管理、更新等の必要性、管理の手法について、各県立病院間で情報を共有する。	

2 インフラ

(1) 道路施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 本県が管理する道路橋は 1,485 橋あり、このうち令和 3（2021）年 4 月 1 日時点で建設後 50 年を経過する老朽化橋梁は 796 橋で約 54%を占めている。20 年後には、急速に老朽化橋梁が増大し、1,269 橋（約 86%）となる見込みである。このため、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに充てる費用に対し、策定済みの長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的に更新や修繕等を行い、コスト縮減を図ることが必要である。</p>
保有状況等	<p>○ 令和 2（2020）年 4 月 1 日時点で、本県が管理する道路の延長は、1,777 k mである。今後は、交通事故防止対策として自転車歩行者道の整備や交差点改良を実施するとともに、輸送時間の短縮や利便性の向上のため主要幹線道路の整備等を進める必要がある。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化による L C C の縮減や平準化	<p>○ 橋梁については、「香川県橋梁長寿命化修繕計画（令和 2（2020）年 3 月）」に基づき、更新や修繕等に係る経費の縮減や平準化を図る。</p> <p>○ トンネル等の主要な道路施設（トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）についても橋梁と同様に、事前に施設の健全度調査を実施し、その結果を踏まえた上で長寿命化計画を平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて策定しており、各計画に基づき更新や修繕等に係る経費の縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 道路施設は本県の安心・安全や経済活動を支える重要な基盤であり、現時点では、統合や廃止を行う必要はないものと考えられるが、今後、社会情勢や利用状況の変化に応じて検討していく。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 平成 26（2014）年 7 月に道路法等が改正・施行され、橋梁、トンネル等の主要な施設（橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）については、5 年に 1 回の頻度で近接目視点検及び健全度の診断を行うことが義務づけられた。</p> <p>なお、橋梁については、全国統一的な基準で本県が作成した「橋梁点検要領」に</p>

<p>基づき点検・診断を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他道路施設（照明灯、カーブミラー、道路標識等）については、本県が策定した道路施設の点検要領に基づき、目視による点検・診断を実施する。また、年間を通じて、適宜、巡視を行うほか、台風や地震等の後には臨時点検を行う。 ○ 道路施設の台帳はデータベース化できており、点検・診断等の結果を逐次更新していくとともに、新設された施設についてはデータベースに追加する。
<p>危険性が認められた施設への対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検や定期点検により、施設の健全度を把握し、危険性が認められる場合は、安全が確保できるよう適切に修繕等を行う。 ○ 災害や事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、通行止め等の規制や立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。
<p>耐震化の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「香川県国土強靱化地域計画」、「『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画」に位置づけられた耐震方針や耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。
<p>ユニバーサルデザインの推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律における重点整備地区等において、歩道部の段差、傾斜及び勾配の改善を図り、バリアフリー化を推進する。 ○ 道の駅における多言語案内の整備など、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。
<p><施設管理等の方針③>取組体制の整備等</p>
<p>職員の意識や技術力の向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。 ○ 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(2) 河川管理施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3（2021）年4月1日時点で県内の河川管理施設のうち、河川構造物（水門等）の約72%が20年後に建設後50年を超える見込みである。今後、修繕費等の増加や、同時期に複数施設の更新を行わなければならないことが予想されることから、点検結果や長寿命化計画に基づき、計画的に更新や修繕等を行うことが必要である。 ○ 土木部管理の15ダムについては、修繕費等の一時的な集中化を防止するため、長寿命化計画を策定し、計画的な更新を行っているところである。
保有状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県が管理する河川の指定延長は約1,076kmであり、堤防や護岸、堰、水門及び樋門、排水機場等の河川管理施設がある。堤防や護岸等は、背後地の生命、財産を守るとともに、堰や水門等は関係者等との協議により過去から設置されてきたものである。 ○ 土木部管理の15ダムのほかに、1ダムが建設中である。さらに、過去の甚大な被害をもたらした洪水や、頻発する渇水被害に対応するため、長柄ダムと五名ダムについて再開発事業を実施していくこととしている。これらのダムについては、本県特有の気象及び水需給の状況から建設、計画されたものである。
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の重要な河川構造物については、施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的に長寿命化を図る。その他の施設については、平成28（2016）年3月に策定した維持管理計画に基づき点検し、更新や修繕等を行う。 ○ ダムについては、設備の種類により次のとおり長寿命化を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <機械・電気設備> 「香川県ダム長寿命化計画（平成26（2014）年3月）」に基づき、計画的かつ効率的に施設の長寿命化を図る。 <機械・電気設備以外> 日常管理における点検等で保全対策が必要となった設備の修繕や洪水調節容量内の堆砂状況の測量及び浚渫工事等については、管理施設全体に係る緊急度を考慮した計画的な保全対策を実施する。
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。
保有総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合や廃止を行うことが適当であると認められる河川管理施設が発生した場合には、関係機関と協議し、必要に応じて統廃合を実施する。 ○ ダムについては、施設の性質上、統合や廃止を行うことはできない。

＜施設管理等の方針②＞安全で安心できる公共施設等の維持

適切な点検・診断の実施

- 堤防や河川構造物は、河川法に基づき、治水上影響が大きい区間は年に1回以上の目視による点検を実施し、それ以外の区間については、必要に応じて目視による点検を実施する。また、年間を通じて、適宜、巡視を行うほか、台風や地震等の後には臨時点検を行う。
- ダムは、日常管理における点検として、ダム管理者は各ダム施設で定めた「ダム点検整備基準」等に基づき日常点検及び臨時点検を実施する。また、「ダム検査規程における定期検査の実施について（平成14（2002）年2月18日付け国河環第104号）」に基づき、3年に一度、ダム管理者以外の専門家等が定期検査を実施する。
- 河川管理施設は、データベース化しており、点検・診断等の結果を逐次更新していくとともに、新設された施設については追加する。

危険性が認められた施設への対応

- 親水施設等を含めた河川管理施設について、目視による点検を年1回以上実施し、危険性が認められる場合は、河川管理施設の安全が確保できるよう適切に修繕等を行う。
- 災害や事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。
- 洪水及び地震等の災害発生時における業務計画については、各土木事務所にて作成している水防計画書等に基づき、洪水対応、臨時点検、情報伝達等、迅速な対応をとる。

耐震化の推進

- 「香川県国土強靱化地域計画」、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」に位置づけられた耐震方針や「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画（令和2（2020）年3月）」に基づき、優先順位の高い河川管理施設から計画的に対策を行う。
- 重力式コンクリートダムは、地震に対してもともと強い構造物であることから、既存ダムにおいては、大きな問題となるような被害は発生しないと考えているが、より一層安全性を確保するため、今後、再開発事業を実施していく長柄ダムと五名ダムについて、大規模地震に対する耐震性能の確認を行っていく予定である。

ユニバーサルデザインの推進

- 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。

＜施設管理等の方針③＞取組体制の整備等

職員の意識や技術力の向上

- 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。
- 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確

実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

- 定期検査を実施するにあたりダム管理等に関する専門家が必要な場合は、国の専門家派遣制度を積極的に活用し、専門知識の提供や技術的な助言等を支援してもらい、職員の意識や技術の向上を図る。

(3) 海岸保全施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 本県が管理する海岸は、その区域や守るべき背後地により、農林水産省農村振興局所管海岸（以下「農地海岸」という。）、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸（以下「水国海岸」という。）、国土交通省港湾局所管海岸（以下「港湾海岸」という。）に分かれている。これらの海岸保全区域内に存在する、堤防・護岸のうち、建設後 50 年を超えているものは、農地海岸において約 70%、水国海岸において約 84%、港湾海岸において約 55%となっており、修繕費等の増加や、同時期に複数施設の更新を行わなければならないことが予想され、策定済みの長寿命化計画に基づき、計画的に更新や修繕等を行うことが必要である。</p>
保有状況等	<p>○ 本県が管理する海岸は、農地海岸は 58 海岸（海岸保全区域延長 36,040m）、水国海岸は 76 海岸（海岸保全区域延長 46,513m）、港湾海岸は 92 海岸（海岸保全区域延長 129,024m）となっている。その海岸保全区域内に堤防や護岸、離岸堤、突堤等の海岸保全施設があり、その施設は、国土の保全や背後地の生命、財産を守るために過去から設置されてきたものである。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化による LCC の縮減や平準化	<p>○ 平成 25（2013）年度から長寿命化計画を策定しており、策定した計画に基づき、更新や修繕に係る経費の縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 陸開など、統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者と協議し、必要に応じて統廃合を行う。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 国が策定した「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和 2（2020）年 6 月）」や「香川県海岸保全施設維持管理マニュアル（平成 27（2015）年 2 月）」等に基づき、定期的な巡視、点検等を実施するほか、台風や地震等の後には臨時点検を行う。</p> <p>○ 点検・診断結果についてはデータベース化を進める。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 点検等により把握した劣化状況や危険度を基に、危険性が認められる場合は、海岸保全施設の安全が確保できるよう適切に修繕等を行う。</p> <p>○ 災害や事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。</p>

耐震化の推進	
○ 「香川県国土強靱化地域計画」、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」に位置づけられた耐震方針や、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画（平成 27（2015）年 3 月）」に基づき、優先順位の高い海岸保全施設から計画的に対策を行う。	
ユニバーサルデザインの推進	
○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。	
<施設管理等の方針③> 取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。	○ 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(4) 砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

<現状認識>	
老朽化状況等	
<p><砂防設備></p> <p>○ 令和3（2021）年4月1日時点において砂防設備のうち、砂防えん堤は926箇所ある。このうち完成後50年以上経過するものは325箇所（約35%）あり、老朽化等による修繕費等の増加が予想される。今後、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、計画的な更新や修繕等を行うことが必要である。</p> <p><地すべり防止施設></p> <p>○ 地すべり防止施設は、区域や保護すべき背後地等の別により農林水産省所管施設と国土交通省所管施設に分類され、県内に合計で15箇所存在する。このうち、農林水産省所管施設においては、完成後50年以上経過する施設を含む箇所が100%となっており、今後、更新時期が集中することが予想されるため、計画的な更新や修繕等を行うことが必要である。他方、国土交通省所管施設においては、現時点では完成後50年以上経過している施設がないため、当面の老朽化等による修繕費等の顕著な増加は予想されないものの、今後、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、計画的な更新や修繕等を行うことが必要である。</p> <p><急傾斜地崩壊防止施設></p> <p>○ 令和3（2021）年4月1日時点において急傾斜地崩壊防止施設は233箇所ある。現時点では完成後50年以上経過している施設はなく、当面の老朽化等による修繕費等の顕著な増加は予想されないものの、今後、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、計画的な更新や修繕等を行うことが必要である。</p>	
保有状況等	
<p><砂防設備></p> <p>○ 県内にあるランク1（人家5戸以上）の土石流危険溪流は1,592箇所あり、整備率は27%である。</p> <p><地すべり防止施設></p> <p>○ 県内にある地すべり危険箇所は117箇所あり、整備率は10%である。</p> <p><急傾斜地崩壊防止施設></p> <p>○ 県内にあるランク1（人家5戸以上・自然）の急傾斜地崩壊危険箇所は633箇所あり、整備率は37%である。</p> <p><共通></p> <p>○ 近年の温暖化等の気象変動により、集中豪雨等の発生度は高まっており、各施設の計画的な整備が求められる。</p>	

<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「香川県砂防関係施設長寿命化計画（平成 31（2019）年 3 月）」及び「香川県地すべり防止施設長寿命化計画（平成 29（2017）年 4 月）」に基づき、更新や修繕等に係る経費の縮減や平準化を図る。 <p><砂防設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防えん堤のうち、現行の技術基準に適合していないものや、著しく損傷し機能が低下したものについては、砂防設備等緊急改築事業により、長寿命化を行う。 	
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。 	
保有総量の適正化	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の性質上、統合や廃止を行うことはできない。 	
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「砂防関係施設点検要領」等に基づき、施設の点検・診断等を実施する。 ○ 点検結果等については、データベース化し、計画的な管理を行うための基礎資料とする。 	
危険性が認められた施設への対応	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期点検結果を基に、施設の損傷状況を常に把握し、危険性が認められる場合は、保全対象や区域の危険性等を考慮し、修繕対象施設の優先順位をつけ、修繕等を実施し、安全度を損なわないように努める。 ○ 災害・事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止や被害が想定される区域への周知等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。 	
耐震化の推進	
<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の新設時には国の基準に基づき、施設の耐震性を確保する。 	
ユニバーサルデザインの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。 	

＜施設管理等の方針③＞取組体制の整備等

職員の意識や技術力の向上

＜共通＞

- 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。
- 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(5) 港湾施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 令和3（2021）年4月1日時点で20年後には建設後耐用年数である50年を超える外郭施設（防波堤）、係留施設（岸壁、栈橋等）、臨港交通施設（橋梁）が493施設中358施設（約73%）あるなど、老朽化が進んでおり、今後、修繕費等が増加することが予想され、策定済みの長寿命化計画に基づき、計画的に更新や修繕等を行うことが必要である。</p>
保有状況等	<p>○ 本県が管理する港湾は、重要港湾が1港、地方港湾が22港あり、港湾施設として外郭施設や係留施設等がある。港湾及びその施設については、生産や物流、交通ターミナルなどの経済活動の場として、また、都市活動や余暇活動の場として整備されてきたが、港湾利用者等から港湾機能の拡充が望まれており、こうしたニーズに対応するため、今後も整備を進めていく必要がある。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<p>○ 平成22（2010）年度から長寿命化計画を策定しており、策定した計画に基づき、更新や修繕等に係る経費の縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ PPP等の一環として、高松港内の一部の駐車場については指定管理者制度を活用し、維持管理や運営等の効率化を図る。</p> <p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 港湾施設は経済活動を支える重要な基盤であり、現時点では、統合や廃止を行う必要はないと考えられるが、今後、社会情勢や利用状況の変化に応じて検討していく。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（平成27（2015）年4月）」に基づき、通常5年に1回、人命に関わるなど重要な施設については3年に1回、施設の点検・診断等を実施する。</p> <p>○ 港湾施設はデータベース化できており、点検・診断等の結果を逐次更新していくとともに、新設された施設についてはデータベースに追加する。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 定期点検により発見された劣化状況をもとに、危険性が認められる場合は、施設の安全性に関わる部分の劣化について、優先的に修繕を行う。</p> <p>○ 災害・事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。</p>

耐震化の推進	
	○ 施設の新設時には国の基準に基づき、施設の耐震性を確保する。また、既存の施設の耐震化についても必要性を検討する。
ユニバーサルデザインの推進	
	○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。
<施設管理等の方針③>取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
	○ 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。
	○ 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(6) 都市公園・その他公園等

<現状認識>	
老朽化状況等	<ul style="list-style-type: none">○ 本県では、栗林公園やさぬき空港公園、香川県総合運動公園等の都市公園を13園保有している。指定管理者制度を導入している公園においては、休憩施設、遊具等の小規模な施設は、指定管理者が委託業務の中で維持管理を行っており、今後も計画的な修繕等が可能と考える。一方、トイレや管理事務所等の大型施設については、更新費用が高額となることや開園が同時期の施設については、修繕のタイミングが重なるため、負担が一時期に集中することが予想される。また、直営の施設については、更新・修繕等の財源が減少傾向にあり、今後の管理水準の維持が課題である。○ 本県では、森林公園、野営場等の都市公園以外の公園等（以下「その他公園等」という。）を12施設保有しているが、これらについても施設の管理棟等の老朽化が進んでおり、更新・修繕等に関する費用が必要となっている。
保有状況等	<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園及びその他公園等については、県民の心身の健康の増進や風致の享受など、それぞれの目的に沿って県内にバランス良く配置されている。
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園においては、平成23（2011）年度から13公園において公園施設ごとの長寿命化に関する基本的な取組み方針について定めた長寿命化計画を策定し、LCCの縮減や更新・修繕費用の平準化を図っている。○ その他公園等についても、予防保全の考え方を取り入れながら、効率的な維持管理や更新に努め、LCCの縮減や平準化を図る。
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園7園及びその他公園等9園については、引き続き指定管理者制度を活用し、維持管理や運営の効率化を図る。○ 点検・診断、更新・修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。
保有総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園及びその他公園等については、広く県民に利用されており、現時点で廃止予定のものはないが、今後の社会情勢の変化や利用需要等を踏まえながら適宜施設のあり方についても検討していく。○ その他公園等のうち、施設所在市町による管理が適切と認められるものについては当該市町への移管等についても検討していく。

＜施設管理等の方針②＞安全で安心できる公共施設等の維持

適切な点検・診断の実施

- 公園は、建物、遊具、橋梁、その他土木構造物など多種多様な施設により構成されるが、施設ごとの特性に応じ、施設管理者において定期的に点検・診断や健全度調査等を実施し、データベース化している。
- 管理棟等のうち一定規模以上の建物については、3年に一度、職員が建物や設備の点検・診断を実施して劣化状況や危険度を把握し、その結果をデータベース化する。
- 指定管理者制度を導入している公園については、指定管理者に点検等に関する技術や基準等を提供し、指定管理者において定期的な点検・診断を実施する。

危険性が認められた施設への対応

- 日常点検や定期点検などの健全度調査結果に基づき、危険性が認められる場合は、緊急度の高い施設から適切に更新や修繕等を実施する。
- 災害や事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。また不要な施設が生じた場合は速やかに除却する。

耐震化の推進

- 管理事務所等の建築物については、計画的な耐震化に努める。その他遊具等の公園施設については、個別に必要性を検討する。

ユニバーサルデザインの推進

- 多数の者が利用する公園におけるトイレの洋式化等を実施しており、今後も施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。

＜施設管理等の方針③＞取組体制の整備等

職員の意識や技術力の向上

- 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。
- 指定管理者制度を導入している公園においては、指定管理者と点検等に関する技術や基準等を共有し、公園施設の計画的な維持管理に関する意識や技術の向上を図る。
- 職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらに若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(7) 下水道施設

<現状認識>	
老朽化状況等	
<p>○ 本県が保有する流域下水道の終末処理場は、早いもので昭和60年度の供用開始であり、処理場内の設備は耐用年数が比較的短いことから、効果的・効率的な維持管理を図るため、長寿命化計画を策定し、同計画に基づき対策を実施している。また、管路施設については、標準耐用年数（50年）に対し、古いものでも建設後40年程度の経過であり、早急な老朽化対策の必要性は見られないが、今後、修繕や更新等の増加が見込まれることから、将来的には財政負担が大きくなることが予想される。</p>	
保有状況等	
<p>○ 本県が管理する下水道施設は、終末処理場が2施設、中継ポンプ場が2施設、管路が5幹線で約48kmであり（平成28（2016）年4月以降）、流入下水量の増加にあわせて施設整備を行ってきた。</p>	
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	
<p>○ 「香川県流域下水道長寿命化計画（平成23（2011）年12月）」や、同計画の内容を引き継ぐ「香川県下水道ストックマネジメント計画（平成29（2017）年10月）」に基づき、終末処理場等の施設で3つの保全区分（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）に応じた老朽化対策を実施している。今後は、平成29（2017）年度に策定した、計画期間を平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までとしたストックマネジメント計画に基づき、更新や修繕等に係る経費の縮減や平準化を図る。</p> <p>また、管路施設については、上述（老朽化状況等）のとおり耐用年数に対して経過年数が短いことから、今後も点検・診断等を継続し、適切な時期に老朽化対策を実施することにより施設の延命化を図る。</p>	
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	
<p>○ 終末処理場等の管理については、委託先であり電気や機械の専門職員を有する公益財団法人香川県下水道公社が、民間事業者の能力等を活用したり、専門職員による点検調査等を実施することにより、維持管理や修繕のコスト縮減に努める。</p> <p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>	
保有総量の適正化	
<p>○ これまで、流入下水量の増加にあわせて順次、必要な施設整備を行ってきたが、今後、人口減少等の社会情勢の変化により流入下水量が減少するような場合には、施設の更新時にあわせてダウンサイジングを行うなど、施設規模の適正化を図る。</p>	

＜施設管理等の方針②＞安全で安心できる公共施設等の維持

適切な点検・診断の実施

- 日常点検、定期点検については、「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」や「香川県流域下水道維持管理マニュアル」に基づき実施する。維持修繕基準については、平成 27（2015）年 11 月に改正された下水道法に基づき、適切な点検や診断等を実施していく。
- スtockマネジメント計画の見直し時には、劣化調査等を行い、健全度の診断を実施する。
- 終末処理場の施設はデータベース化できており、点検・診断等の結果を逐次更新していくとともに、新設された施設についてはデータベースに追加する。

危険性が認められた施設への対応

- 事故等により、危険個所が発生した場合に備え、マニュアルを充実させるとともに、日常点検や定期点検によって施設の状態を把握し、危険性が認められる場合は、必要に応じた対策を施すことで、適切に維持管理を実施し、下水道施設の安全確保に努める。
- 災害・事故等で危険個所が発生した場合や点検により危険と判断した場合は、立ち入り禁止等の措置をとるとともに、早急な復旧を実施する。

耐震化の推進

- 「香川県国土強靱化地域計画」、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」に位置づけられた耐震方針や、「香川県流域下水道総合地震対策計画（平成 27（2015）年 2 月）」に基づき、優先順位の高い施設から計画的に耐震化を実施する。

ユニバーサルデザインの推進

- 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。

＜施設管理等の方針③＞取組体制の整備等

職員の意識や技術力の向上

- 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。
- 巡視や定期点検を行う体制づくりを行い、また職員の異動などに伴う引継ぎを確実なものとし、さらにトレーナー制度等を活用した若手職員への技術伝承を進め、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。

(8) 土地改良施設

<現状認識>	
老朽化状況等	
<p>○ 防災ダム3基（野口、多治川、戸川）は、戦時中の山林荒廃に起因して生じる洪水から財田川流域の農地、農業用公共施設、一般公共施設の被害を防止するため、上流3箇所を設置されたものである。（財田川防災ダム事業 昭和25～41（1950～1966）年度）</p> <ul style="list-style-type: none">・野口ダム 昭和35～41（1960～1966）年度（管理者 香川県）・多治川ダム 昭和32（1957）年度（管理者 まんのう町）・戸川ダム 昭和25～32（1950～1957）年度（管理者 三豊市） <p>○ 耐用年数は80年であるが、建設後約55年から65年が経過しており、全面改修までの残存期間は約15年から25年である。今後施設の老朽化がより進むものと考えられるため、策定済みの長寿命化計画に基づき、修繕等を行い維持管理に努める必要があるものと考えられる。</p>	
保有状況等	
<p>○ 財田川流域の農地等の防災効果のために設置されており、効用を十分果たしていることから、今後も現行施設の設置継続が必要であると考えられる。</p>	
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	
<p>○ 令和2（2020）年度に策定された長寿命化計画に基づき、LCCの縮減や平準化を図る。</p>	
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	
<p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>	
保有総量の適正化	
<p>○ 施設の性質上統廃合はできない。</p>	
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	
<p>○ 日常の巡視及び風水害時の巡視を実施する。</p>	
危険性が認められた施設への対応	
<p>○ 今後、巡視において危険性が認められた場合は、優先順位を設け随時修繕等を実施する。</p>	
耐震化の推進	
<p>○ 国の基準に基づき、耐震診断を実施し、施設が耐震性を確保していることが確認された。</p>	
ユニバーサルデザインの推進	
<p>○ 施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。</p>	

＜施設管理等の方針③＞取組体制の整備等

職員の意識や技術力の向上

- 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させることで、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。

(9) 交通安全施設

<現状認識>	
老朽化状況等	<p>○ 令和3（2021）年4月1日現在で、本県においては、信号機が2,088基、大型標識が2,323本、情報板等の交通安全施設が83施設存在する。現在設置している信号機の14.3%、大型標識の0.7%が耐用年数を超過している状況であり、10年後には信号機が63.8%、大型標識が24.1%と耐用年数が超過することとなる。また、交通安全施設の総量は横ばい傾向にあるが、計画的な更新費用の増大が見込まれ、また、交通安全施設の整備年により整備数が大きく増減することから、更新コストの縮減や平準化を行う必要がある。</p>
保有状況等	<p>○ 厳しい交通情勢や地域住民からの強い要望により設置数は増加傾向にある。交通安全施設の機能維持のため、耐用年数を基本としつつ、点検・診断結果を基に優先順位をつけて、計画的な更新を実施している。</p>
<施設管理等の方針①>効率的な維持管理や更新等の実施	
長寿命化によるLCCの縮減や平準化	<p>○ 交通安全施設の長寿命化については、未だ技術が確立されていないことから、今後、導入される新技術に注視するとともに、効率的な維持管理を実施し、LCCの縮減や平準化を図る。</p>
維持管理や運営等に係る効率的な手法の活用	<p>○ 信号灯器や信号柱の集約化による更新費用の削減や信号灯器のLED化による省電力化により、維持管理経費の削減を図る。</p> <p>○ 点検・診断、更新、修繕等に際して効果的、効率的な新技術の導入を、経済性を踏まえて検討していく。</p>
保有総量の適正化	<p>○ 信号機、大型標識、情報板等交通安全施設については、厳しい交通事故情勢や地域住民からの強い要望に鑑みると、容易に総量を抑制することは困難であるが、今後の社会情勢や交通状況等の変化に応じて、必要性等を検討し、設置又は撤去を行っていく。</p>
<施設管理等の方針②>安全で安心できる公共施設等の維持	
適切な点検・診断の実施	<p>○ 交通安全施設情報を管理するデータベースを活用して、全ての信号機、大型標識、情報板等の点検・更新を適切に実施し、劣化状況や危険度について把握する。</p>
危険性が認められた施設への対応	<p>○ 点検結果により、信号機、大型標識、情報板等の交通安全施設の機能喪失、機能低下が著しい場合や危険性が認められた場合には、警察本部又は警察署にて緊急修繕を行う。</p>

耐震化の推進	
○ 耐震性能の向上を図るとともに、災害発生時等の停電による交通安全施設の機能喪失を防ぐための発動発電機の整備について、緊急輸送路上の交差点を優先しながら計画的に進める。	
ユニバーサルデザインの推進	
○ 警察庁や他の自治体の動向を踏まえつつ、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化の検討を行う。	
<施設管理等の方針③> 取組体制の整備等	
職員の意識や技術力の向上	
○ 国や関係団体が開催する研修に職員を参加させ、意識向上を図るとともに、効率的な点検や維持補修・保全技術等に関する専門的知識を持った職員の養成を図る。	